

第 2 章 防 災 体 制

第 1 節 災害応急対策における対応基準

県は、別表 2 の「災害応急対策における対応基準」にしたがって、災害応急体制をとるものとする。

別表 2 災害応急対策における対応基準

県 の 体制区分	県の体制の設置基準	県 の 対 応		国の対応
		県 庁	オフサイトセンター	
警戒本部 体 制	・九州電力から異常時における連絡 [*] を受けた場合において知事が必要があると認めたとき。	災害警戒 本部の設 置・運営	—	—
	・県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合において、知事が必要があると認めたとき。			
	・情報収集事態の発生の連絡を受けたとき。			国現地情報連絡室 の設置・運営
対策本部 体 制	・警戒事態の発生の連絡を受けたとき。	災害対策 本部の設 置・運営	現地災害対策本部の 設置・運営	国事故現地警戒本 部の設置・運営
	・施設敷地緊急事態の発生通報を受けたとき。			国事故現地対策本 部の設置・運営
	・県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合において、知事が必要があると認めたとき。			現地事故対策連絡会議の開催
緊 急 時 体 制	・全面緊急事態に至り、原災法第 15 条第 2 項に基づいて、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき。			国現地本部の 設置・運営 ・原子力災害合同対策協議会 の開催 ・機能グループへの参画

^{*} 「川内原子力発電所に関する安全協定書」第 8 条に規定する事項をいう。

第2節 防災活動体制

1 警戒本部体制

(1) 災害警戒本部の設置

県は、警戒本部体制をとるべき状況になった場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、総括危機管理防災監を本部長とする災害警戒本部を危機管理課又は災害対策課に設置し、国、薩摩川内市、関係周辺市町及び九州電力等関係機関と緊密な連携を図り、異常事象に対処するためあらかじめ定められた警戒体制をとるものとする。

災害警戒本部の組織、構成、各構成員の所掌事務は別表3の「災害警戒本部の組織図」及び別表4の「災害警戒本部の組織、構成、所掌事務」のとおりとする。

(2) 情報の収集

県は、警戒本部体制をとるべき状況になった場合、原子力防災専門官、九州電力等から情報等を得るなど国等との連携を図りつつ、事故の状況や環境放射線モニタリング情報の把握に努めるものとする。

(3) 災害警戒本部の所掌事務

- ア 原子力発電所における異常事象についての情報収集に関すること。
- イ 国及び九州電力との連絡調整に関すること。
- ウ 薩摩川内市、関係周辺市町及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- エ 関係課（室・所）相互の連絡調整に関すること。
- オ 緊急時モニタリングの準備に関すること。
- カ 市町村や県民への情報提供に関すること。
- キ その他必要な事項

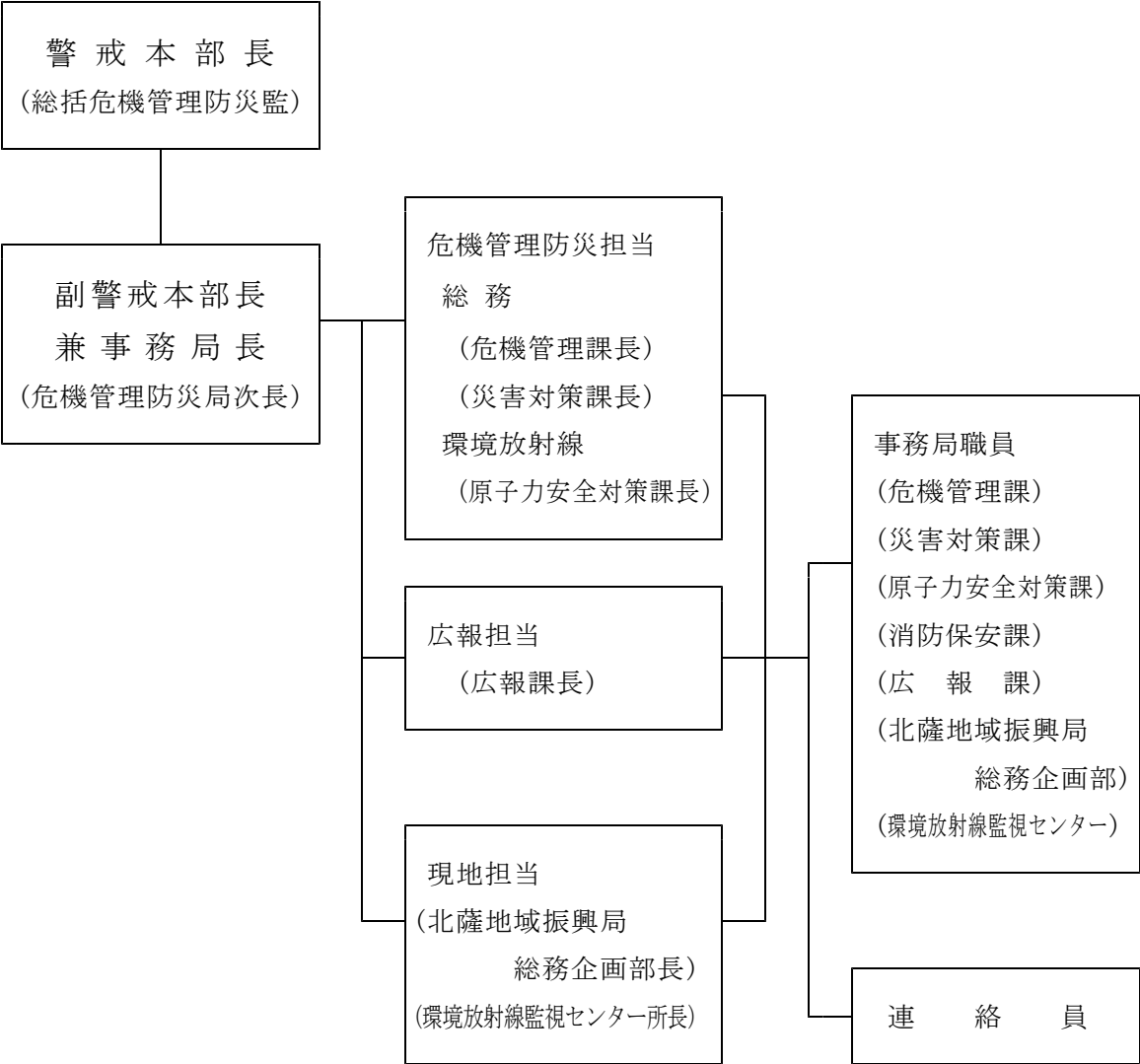
(4) 災害警戒本部の廃止

- ア 警戒事態又は施設敷地緊急事態の発生通報を受けたことなどにより災害対策本部が設置されたとき。
- イ 知事が災害の危険が解消したと認めたとき。

(5) 災害対策本部への移行

災害対策本部が設置された場合、災害警戒本部はその事務を引き継ぐものとする。

別表 3 災害警戒本部の組織図



別表 4 災害警戒本部の組織，構成，所掌事務

職 名	充 当 職	所 掌 事 務
警 戒 本 部 長	総括危機管理防災監	知事の命を受け，警戒本部の事務を統括する。
副 警 戒 本 部 長	危機管理防災局次長	警戒本部長を補佐し，警戒本部長に事故あるときは，その職務を代理する。
事 務 局 長	危機管理防災局次長	警戒本部長の命を受け，情報の収集整理，通報連絡その他災害応急対策の実施準備等に必要な事務を処理する。
危機管理防災担当	危機管理課長	原子力発電所や環境放射線モニタリング情報の収集整理，通報連絡その他災害応急対策の実施準備等に必要な事務を処理する。
総 務	災害対策課長	
環 境 放 射 線	原子力安全対策課長	
広 報 担 当	広報課長	
現 地 担 当	北薩地域振興局総務企画部長 環境放射線監視センター所長	上司の命を受け，警戒本部の事務を処理する。
事 務 局 職 員	危機管理課職員 災害対策課職員 原子力安全対策課職員 消防保安課職員 広報課職員 北薩地域振興局総務企画部職員 環境放射線監視センター職員	
連 絡 員	関係部等において，鹿児島県災害対策本部規程の連絡員に充てられている職員	上司の命を受け，関係部署との連絡にあたる。

2 対策本部体制

(1) 災害対策本部

ア 設置

県は、対策本部体制をとるべき状況になった場合、防災活動を強力に推進するため、知事を本部長とする災害対策本部を県災害対策本部室（行政棟6階）に設置し、国へ連絡するとともに、県の各組織を挙げて総合的な応急対策の実施にあたる。

災害対策本部の組織、構成、各対策部の所掌事務は別表5の「災害対策本部の組織図」及び別表6の「災害対策本部の組織、構成、所掌事務」のとおりとする。

別表6に記載がない所掌事務については、「鹿児島県災害対策本部規程」に準拠するものとする。

また、必要に応じて関係機関等の出席を求め、意見聴取・連絡調整を行うものとする。

イ 所掌事務

- (ア) 災害状況の把握に関すること。
- (イ) 国、市町村、九州電力及びその他防災関係機関との連絡調整に関すること。
- (ウ) 住民等に対する広報、指示伝達及び相談窓口に関すること。
- (エ) 県における防護措置の決定に関すること。
- (オ) 住民等の避難及び立入制限の薩摩川内市、関係周辺市町への要請に関すること。
- (カ) 原子力災害時住民避難支援・円滑化システムに関すること。
- (キ) 避難施設等調整システムに関すること。
- (ク) 国への専門家の派遣要請に関すること。
- (ケ) 報道要請に関すること。
- (コ) 自衛隊への派遣要請等に関すること。
- (サ) 海上保安本部への派遣要請等に関すること。
- (シ) 県バス協会等への協力要請に関すること。
- (ス) 原子力災害医療に関すること。
- (セ) 緊急時モニタリングの連絡調整に関すること。
- (ソ) 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の決定及び解除に関すること。
- (タ) 交通規制・緊急時輸送等に関すること。
- (チ) その他必要な事項

ウ オフサイトセンターの機能確認

県は、国によるオフサイトセンターへの参集の連絡前に原子力規制委員会原子力規制庁川内原子力規制事務所にオフサイトセンターが機能していることを確認するものとする。

エ 警戒事態発生の場合の対応

- (ア) オフサイトセンターの設営及び緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備への協力

県は、警戒事態の発生を認知した場合、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官と連携をとり、直ちにオフサイトセンターの設営と緊急時モニタリングセンターの立ち上げ

準備への協力を行うものとする。

(イ) 国事故現地警戒本部との情報の共有等

県は、オフサイトセンター内に設置された国事故現地警戒本部に対応状況を随時連絡するなど、国事故現地警戒本部との連携・調整・情報の共有を行うものとする。

オ 施設敷地緊急事態発生の場合の対応

(ア) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにて開催し、これに県の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣するものとする。

(イ) 国事故現地対策本部との情報の共有等

県は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国事故現地対策本部との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

カ オフサイトセンターが機能しない場合の対応

(ア) 国の本部との連絡確保

災害の影響等の事由により、国事故現地警戒本部や国事故現地対策本部が十分機能しない場合には、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部（以下「国事故警戒本部」という。）や原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（以下「国事故対策本部」という。）の事務局との通信手段を確保し対応するものとする。

また、薩摩川内市、関係周辺市町、県警察、自衛隊、消防機関等に対しても、国と同様の情報共有及び調整をメール・FAX・電話等により行うものとする。

(イ) 代替オフサイトセンターの立ち上げ

県は、オフサイトセンターが機能不全により使用できない場合には、原子力防災専門官と連携し、オフサイトセンター及び緊急時モニタリングセンターの代替オフサイトセンターへの移転・立ち上げを行うものとする。

(2) 現地災害対策本部

ア 設置

災害対策本部長は、災害対策本部を設置したときは、被災現地と災害対策本部の間の連絡調整、被災現地において迅速な応急対策を実施するため、直ちに現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）をオフサイトセンター（使用できない場合は、代替オフサイトセンター）に設置するものとし、現地本部の長（以下「現地本部長」という。）には副知事を充てる。

オフサイトセンター	薩摩川内市神田町1-3 鹿児島県原子力防災センター
代替オフサイトセンター	日置市東市来町長里1020-1 鹿児島県消防学校
	鹿児島市鴨池新町10-1 鹿児島県庁行政庁舎

なお、オフサイトセンター（代替を含む。）の施設、設備等については、適切に整備、維持・管理を行うものとする。

現地本部の組織，構成，各チームの所掌事務は別表 7 の「対策本部体制における現地本部等の組織図」及び別表 8 の「現地本部の組織，構成，所掌業務」のとおりとする。

イ 現地本部の所掌事務

- (ア) 災害対策本部との連絡調整に関する事。
- (イ) 災害状況の収集伝達に関する事。
- (ウ) 国，薩摩川内市，関係周辺市町，九州電力及びその他防災関係機関との連絡調整に関する事。
- (エ) 国から派遣される専門家との調整に関する事。
- (オ) 住民等に対する情報提供及び指示伝達に関する事。
- (カ) 国による緊急事態応急対策実施区域の決定に係る市町村への通知に関する事。
- (キ) 住民避難等についての市町村長への助言等に関する事。
- (ク) 県バス協会等との調整に関する事。
- (ケ) 原子力災害医療の実施に関する事。
- (コ) 緊急時モニタリングの計画・実施に関する事。
- (サ) 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限の実施及び解除等に係る市町村長への指示に関する事。
- (シ) 現地事故対策連絡会議への参画に関する事。
- (ス) 国事故現地警戒本部及び国事故現地対策本部の設営への協力に関する事。
- (セ) その他必要な事項

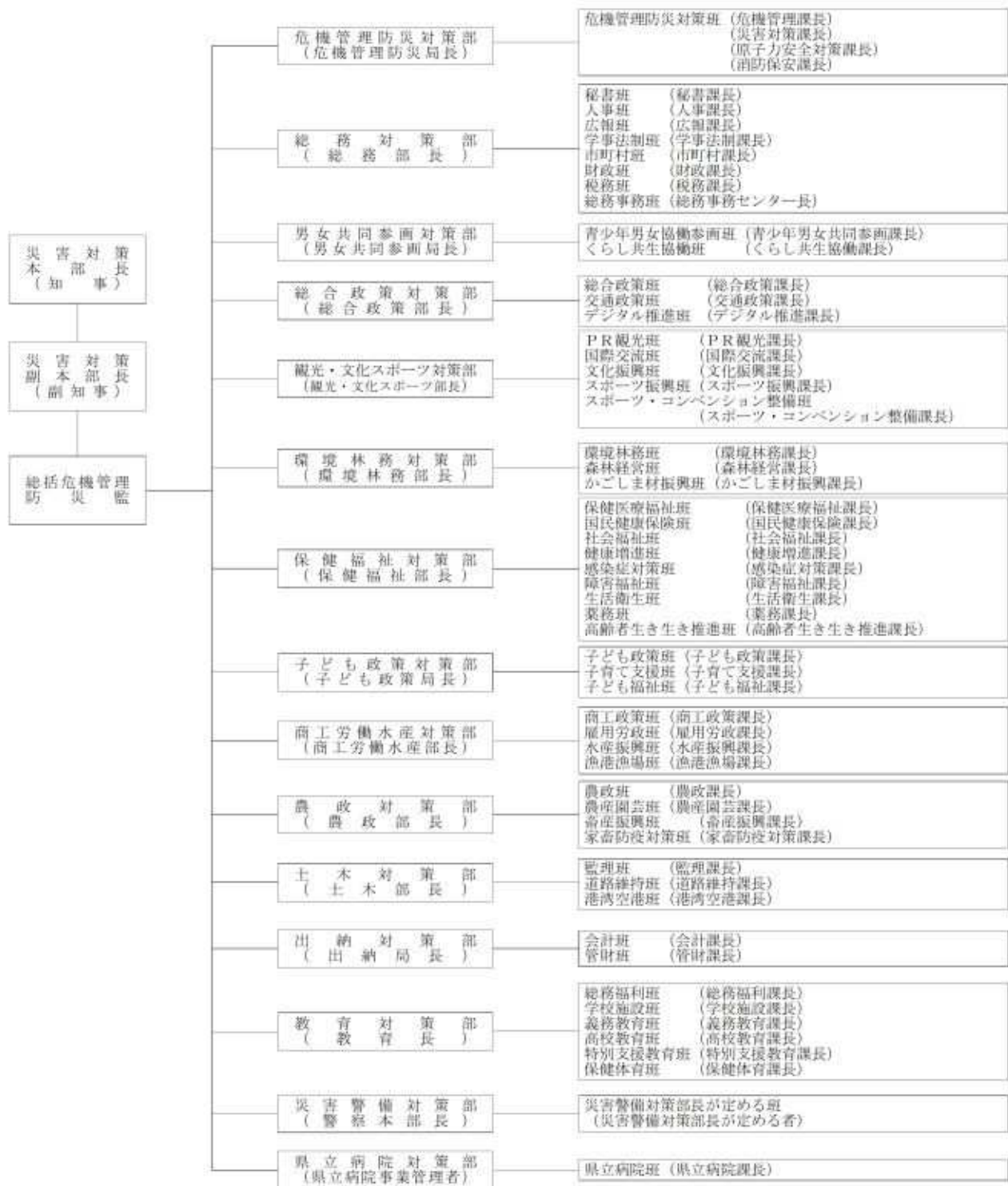
(3) 災害対策本部及び現地本部の廃止

災害対策本部及び現地本部は，国事故現地警戒本部，国事故現地対策本部及び国現地本部が解散し，災害対策本部長が，原子力施設の事故が終結し，原子力災害中長期対策が完了した又はその必要がなくなつたと認めたとき廃止する。

(4) 災害対策本部及び現地本部の緊急時体制への移行

全面緊急事態に至り，原災法第 15 条第 2 項に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合には，緊急時体制に移行する。

別表5 災害対策本部の組織図



別表 6 災害対策本部の組織、構成、所掌事務

対策部名	班 名	課 名	所 掌 事 務
危機管理 防災対策部 (危機管理 防災局長)	危機管理 防災対策班	危機管理課 災害対策課 原子力安全 対 策 課 消防保安課	1. 災害対策本部会議の運営，現地本部及び関係機関との連絡調整に関すること。 2. 災害状況の把握に関すること。 3. 各対策部及び各関係機関の情報の収集及び連絡に関すること。 4. 原子力発電所の異常事象の状況把握に関すること。 5. 県における防護措置の決定に関すること。 6. 緊急時モニタリングの連絡調整に関すること。 7. 災害応急対策の総合調整に関すること。 8. 災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく諸対策に関すること。 9. 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。 10. 自衛隊等の出動要請に関すること。 11. 災害調書の作成及び中央機関への報告に関すること。 12. 現地災害対策本部等の災害対策事務に要する経費に関すること。 13. 市町村災害対策本部の運営指導に関すること。 14. 無線通信の運用及び保守に関すること。 15. 代替オフサイトセンターの開設に関すること。 16. 業務継続計画に関すること。 17. 原子力災害時住民避難支援・円滑化システムに関すること。 18. 避難施設等調整システム（医療機関及び社会福祉施設に係るものを除く。）に関すること。 19. 本部長が特に命じたこと。

対策部名	班名	課名	所掌事務
総務対策部 (総務部長)	秘書班	秘書課	本部長及び副本部長の秘書に関する事。
	人事班	人事課	1. 総務対策部の総括に関する事。 2. 災害時における人員の動員及び調整に関する事。 3. 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関する事。 4. 職員及び職員の家族の安否及び職員の住宅等の被害状況の確認並びに職員等への支援に関する事。 5. 職員の被災給付に関する事。
	広報班	広報課	1. 広報に関する事。 2. 報道機関との連絡調整に関する事。 3. 住民からの相談に係る連絡調整に関する事。
	学事法制班	学事法制課	1. 私立学校（大学、短大及び幼稚園を除く。）の被害の調査及び対策に関する事。 2. 教育施設との連絡調整に関する事。
	市町村班	市町村課	1. 被災市町村の行財政運営に対する助言に関する事。 2. 市町村の応急復旧に要する資金に関する事。
	財政班	財政課	1. 災害対策に必要な経費の予算経理に関する事。 2. 県有財産の被害の調査に関する事。
	税務班	税務課	災害による県税の減免に関する事。
男女共同 参画対策部 (男女共同 参画局長)	総務事務班	総務事務センター	1. 職員の安全衛生管理に関する事。 2. 職員の災害の補償に関する事。 3. 災害に係る職員互助会及び地方職員共済組合との連絡調整に関する事。
	青少年男女 共同参画班	青少年男女 共同参画課	1. 男女共同参画対策部の総括に関する事。 2. 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関する事。 3. PAZ避難施設の調整に関する事。
	くらし共生 協働班	くらし共生 協働課	1. くらし共生協働課関係施設の被害の調査及び対策に関する事。 2. 関係物資の価格需要動向の実態等調査に関する事。 3. 適正供給及び適正価格販売についての関係業界への要請等に関する事。

対策部名	班名	課名	所掌事務
総合政策 対策部 (総合政策部 長)	総合政策班	総合政策課	1. 総合政策対策部の総括に関すること。 2. 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。
	デジタル推進班	デジタル推進課	本庁と出先機関及び市町村とを結ぶ情報通信ネットワークの運用に関すること。
	交通政策班	交通政策課	1. 公共交通機関に関すること。 2. 県バス協会等への協力要請に関すること。
観光・文化 スポーツ対 策部（観光 ・文化スポ ーツ部長）	P R 観光班	P R 観光課	1. 観光・文化スポーツ対策部の総括に関すること。 2. 観光・文化スポーツ対策部関係の被害の調査及び報告に関すること。 3. 風評被害対策に関すること。 4. 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。 5. PR観光課の所掌事務関係の被害の調査に関すること。 6. 観光客等宿泊施設及び観光施設の一時滞在者の安否情報の収集に関すること。
	国際交流班	国際交流課	外国人の被災状況調査等の支援に関すること。
	文化振興班	文化振興課	1. 文化振興関係施設の被害調査及び対策に関すること。 2. PAZ避難施設の調整に関すること。
	スポーツ振興班	スポーツ振興課	スポーツ振興関係施設の被害の調査及び対策に関すること。
	スポーツ・コンベンション整備班	スポーツ・コンベンション整備課	スポーツ・コンベンションセンター関連施設の被害の調査及び対策に関すること。
環 境 林 務 対 策 部 (環境林務部長)	環境林務班	環境林務課	1. 環境林務対策部の総括に関すること。 2. 林業関係の被害の調査及び報告の取りまとめに関すること。 3. 風評被害対策に関すること。 4. 林業を営む者に対する災害復旧に係る金融に関すること。 5. 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。
	森林経営班	森林経営課	1. 特用林産物の汚染状況調査に関すること。 2. 特用林産物の採取及び出荷の制限等に関すること。 3. 風評被害対策に関すること。
	かごしま材振興班	かごしま材振興課	1. 林産物の汚染状況調査に関すること。 2. 林産物の採取及び出荷の制限等に関すること。 3. 風評被害対策に関すること。

対策部名	班名	課名	所掌事務
保健福祉 対策部 (保健福祉部 長)	保健医療 福祉班	保健医療 福祉課	1. 保健福祉対策部（子ども政策対策部を除く。）の総括に関すること。 2. 保健所との連絡に関すること。 3. 社会福祉施設の被害状況の取りまとめに関すること。 4. 医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）との連絡及び医療機関への指示に関すること。 5. 避難施設等調整システム（医療機関及び社会福祉施設に係るものに限る。）に関すること。 6. 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。 7. 原子力災害医療対策に関すること。 8. 被災者の応急救護に関すること。 9. 安定ヨウ素剤の服用に関すること。 10. 安定ヨウ素剤の備蓄，確保，安定ヨウ素剤関連の資機材の保管・管理，調整に関すること。
	国民健康保険班	国民健康保険課	災害による国民健康保険税等の減免に関すること。
	社会福祉班	社会福祉課	1. 日本赤十字社鹿児島県支部との連絡に関すること。 2. 義援金品に関すること。 3. 救助状況の報告に関すること。 4. ボランティア活動の情報提供に関すること。
	健康増進班	健康増進課	1. 被災者及び災害対策要員の健康管理に関すること。
	感染症対策班	感染症対策課	感染症予防に関すること。

対策部名	班名	課名	所掌事務
保健福祉 対策部 (保健福祉部 長)	障害福祉班	障害福祉課	1. 被災した障害者の援護に関すること。 2. 障害福祉課所管の社会福祉施設の災害応急対策に関すること。
	生活衛生班	生活衛生課	1. 災害時における上水道その他の衛生施設の維持に関すること。 2. 飲料水及び飲食物の汚染状況調査に関すること。 3. 飲料水及び飲食物の摂取制限等に関すること。 4. 風評被害対策に関すること。 5. 動物（ペットに限る。）救援対策に関すること。
	薬務班	薬務課	1. 安定ヨウ素剤以外の災害対策医薬品の備蓄及び確保に関すること。 2. 救急用医薬品，安定ヨウ素剤以外の衛生資材及び防疫薬剤の調整及びあっせんに関すること。 3. 血液の確保に関すること。 4. 安定ヨウ素剤の服用に関すること。
	高齢者生き 生き推進班	高齢者生き 生き推進課	1. 被災した高齢者の援護に関すること。 2. 高齢者生き生き推進課所管の社会福祉施設の災害応急対策に関すること。 3. 高齢者生き生き推進課所管の関係施設の被害の調査及び対策に関すること。
子ども政策 対策部（子 ども政策局 長）	子ども政策班	子ども政策課	1. 子ども政策対策部の総括に関すること。 2. 子ども政策課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。 3. 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。
	子育て支援班	子育て支援課	1. 被災した妊産婦や乳幼児の援護に関すること。 2. 子育て支援課所管の社会福祉施設及び私立幼稚園の被害の調査及び対策に関すること。
	子ども福祉班	子ども福祉課	1. 被災した児童の援護に関すること。 2. 被災した母子世帯及び父子世帯の援護に関すること。 3. 子ども福祉課所管の社会福祉施設の災害応急対策に関すること。 4. 子ども福祉課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。

対策部名	班名	課名	所掌事務
商 工 労 働 水産対策部 (商工労働 水産部長)	商工政策班	商工政策課	1. 商工労働水産対策部の総括に関する事。 2. 商工労働水産関係の被害調査に関する事。 3. 災害用物資の入手あっせんに関する事。 4. 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関する事。
	雇用労政班	雇用労政課	労働対策に関する事。
	水産振興班	水産振興課	1. 漁業関係の被害調査に関する事。 2. 水産物の汚染状況調査に関する事。 3. 水産物の採取及び出荷の制限等に関する事。 4. 風評被害対策に関する事。 5. 災害対策用船艇の斡旋に関する事。 6. 緊急輸送手段としての県有の船舶の派遣及び漁船の派遣の要請に関する事。 7. 漁業を営む者に対する災害復旧に係る金融に関する事。
	漁港漁場班	漁港漁場課	1. 漁港施設等の被害調査に関する事。 2. 漁港施設等の復旧等応急措置に関する事。 3. 緊急輸送施設の確保に関する事。
農政対策部 (農政部長)	農 政 班	農 政 課	1. 農政対策部の総括に関する事。 2. 農産物の汚染状況調査に関する事。 3. 農産物の出荷の制限等に関する事。 4. 風評被害対策に関する事。 5. 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関する事。
	農産園芸班	農産園芸課	1. 農産物の収穫及び出荷の制限等に関する事。 2. 風評被害対策に関する事。 3. 災害救助法に基づく食糧（米穀）の調達に関する事。 4. 炊き出し用主食、副食物のあっせんに関する事（災害救助法適用米穀を除く）。 5. 農産物等の被害の調査に関する事。 6. 農業災害技術対策の樹立及び推進に関する事。
	畜産班	・ 畜産振興課 ・ 家畜防疫対策課	1. 飼料及び畜産物の汚染状況調査に関する事。 2. 飼料及び畜産物の出荷制限等に関する事。 3. 風評被害対策に関する事。 4. 家畜の飼養管理・飼料管理に関する事。

対策部名	班名	課名	所掌事務
土木対策部 (土木部長)	監理班	監理課	1. 土木対策部の総括に関する事。 2. 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関する事。
	道路維持班	道路維持課	1. 道路及び橋りょうの状況把握に関する事。 2. 災害時における道路及び橋りょう等の使用に関する事。 3. 緊急輸送道路の確保に関する事。 4. 道路情報表示による災害情報の提供に関する事。
	港湾空港班	港湾空港課	1. 港湾の状況把握に関する事。 2. 緊急輸送施設の確保に関する事。
国体・全国障害者スポーツ大会対策部 (国体・全国障害者スポーツ大会局長)	総務企画班	総務企画課	1. 国体・全国障害者スポーツ大会対策部の総括に関する事。 2. 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関する事。
出納対策部 (出納局長)	会計班	会計課	1. 出納対策部の総括に関する事。 2. 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関する事。
	管財班	管財課	1. 本部の応急設営に関する事。 2. 災害時における本庁の施設の利用に関する事。 3. 有線通信の運用及び保守に関する事。 4. 本庁電気施設の保守及び非常発電に関する事。 5. 災害事務のための車両に関する事。 6. 救援物資及び災害対策用物品の調達に関する事。

対策部名	班名	課名	所掌事務
教育対策部 (教育長)	総務福利班	総務福利課	1. 教育対策部の総括に関する事。 2. 児童、生徒及び学校施設等の被害の調査及び対策の取りまとめに関する事。 3. 教職員及び教職員の家族の安否確認並びに教職員住宅の被害調査に関する事。 4. 教育事務所との連絡調整に関する事。 5. 教職員の健康管理に関する事。 6. 被災地の学校教育の確保に関する事。 7. 風評被害対策に関する事。 8. 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関する事。 9. PAZ避難施設の調整に関する事。
	学校施設班	学校施設課	1. 学校施設の被害の調査及び対策に関する事。 2. 避難等に係る学校施設の提供・協力・調整に関する事。
	義務教育班	義務教育課	1. 児童及び生徒の避難その他の対策に関する事。 2. 授業に係る措置に関する事。 3. 災害時の教科書及び学用品の調達及びあっせんに関する事。
	高校教育班	高校教育課	1. 生徒の避難その他の対策に関する事。 2. 授業に係る措置に関する事。
	特別支援教育班	特別支援教育課	1. 児童及び生徒の避難その他の対策に関する事。 2. 授業に係る措置に関する事。 3. 災害時の教科書及び学用品の調達及びあっせんに関する事。
	保健体育班	保健体育課	1. 児童及び生徒の避難その他の対策に関する事(総括)。 2. PAZ避難施設の調整に関する事。
災害警備対策部 (警察本部長)	災害警備対策部長が定める班		1. 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関する事。 2. 被災者の救出救助及び避難指示・誘導に関する事。 3. 交通規制・交通管制に関する事。 4. 死体の見分・検視に関する事。 5. 犯罪の予防社会秩序の維持に関する事。 6. その他防災に関し、県警察の所掌すべき事。
県立病院対策部 (県立病院事業管理者)	県立病院班	県立病院課	1. 県立病院との連絡に関する事。 2. 県立病院の被害の調査に関する事。

別表7 対策本部体制における現地本部等の組織図

別表7 対策本部体制における現地本部等の組織図



別表 8 現地本部の組織、構成、所掌業務

現 地 本 部 長	副知事	
現地副本部長	北薩地域振興局長，鹿児島地域振興局長	
総 括 ・ 広 報 チ ー ム	責 任 者：北薩地域振興局総務企画部長，鹿児島地域振興局総務企画部長 副責任者 連絡調整担当：北薩地域振興局総務企画部総務企画課長 鹿児島地域振興局総務企画部総務企画課長 広 報 担 当：原子力安全対策課原子力安全対策監	
	現地本部連絡担当 (危機管理課) (災害対策課) (消防保安課) (北薩地域振興局 総務企画部 農林水産部 建設部) (鹿児島地域振興局 総務企画部) (秘 書 課)	1. 現地本部の運営及び本部との連絡調整に関すること。 2. 災害状況の把握・伝達に関すること。 3. 国，市町村等との連絡調整に関すること。 4. 災害応急対策の総合調整及び推進に関すること。 5. 災害調査団に関すること。
	広 報 担 当 (広 報 課) (危機管理課) (災害対策課) (消防保安課) (北薩地域振興局 総務企画部) (鹿児島地域振興局 総務企画部)	1. 広報に関すること。 2. 報道機関との連絡調整に関すること。 3. 災害写真に関すること。
環 境 放 射 線 チ ー ム	責任者：環境放射線監視センター所長 副責任者 モニタリング担当：環境放射線監視センター放射線監視室長 解析・評価担当：環境放射線監視センター放射能分析室長	
	放 射 線 担 当 (環境放射線監視 センター) (環境保健センター)	1. 緊急時モニタリングの計画・実施に関すること。 2. モニタリング要員の被ばく管理及び資機材の汚染検査に関すること。 3. モニタリング要員の確保及びローテーションに関すること。
医 療 チ ー ム	責 任 者：川薩保健所長 副責任者：北薩地域振興局保健福祉環境部健康企画課長 鹿児島地域振興局保健福祉環境部健康企画課長	
	救 助 担 当 (社会福祉課) 救 護 担 当 (保健医療福祉課) (北薩地域振興局 保健福祉環境部) (鹿児島地域振興局 保健福祉環境部) 薬 務 担 当 (薬 務 課) (北薩地域振興局 保健福祉環境部) (鹿児島地域振興局 保健福祉環境部)	1. 災害救助法に基づく救助の総括に関すること。 2. 日本赤十字社鹿児島県支部との連絡に関すること。 3. 災害対策医薬品の確保に関すること。 4. 原子力災害医療対策に関すること。 5. 被災者の応急救護に関すること。 6. 防災業務関係者の被ばく管理に関すること。 7. 安定ヨウ素剤の服用に関すること。

住 民 安 全 チ ャーム	責任者：北薩地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課長 副責任者 保健福祉担当：鹿児島地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課長 避難担当：北薩地域振興局総務企画部総務企画課課長補佐 鹿児島地域振興局総務企画部総務企画課課長補佐 輸送(公共交通)担当：交通政策課課長補佐 文教担当：北薩教育事務所長，鹿児島教育事務所長 飲食物安全担当：北薩地域振興局保健福祉環境部衛生・環境課長 鹿児島地域振興局保健福祉環境部健康企画課技術補佐兼衛生・環境係長 土木担当：北薩地域振興局建設部長，鹿児島地域振興局建設部長	
	保健福祉担当 (北薩地域振興局 保健福祉環境部) (鹿児島地域振興局 保健福祉環境部)	1. 福祉施設等の災害状況の把握に関する事 2. 福祉施設等との連絡調整に関する事 3. 医療施設等の災害状況の把握に関する事 4. 医療施設等との連絡調整に関する事 5. 動物（ペットに限る。）救護対策に関する事
	避難担当 (北薩地域振興局 総務企画部) (鹿児島地域振興局 総務企画部)	1. 住民の避難状況等の把握・伝達に関する事 2. 避難所の設置，運営状況等の把握・伝達に関する事
	輸送(公共交通)担当 (交通政策課) (北薩地域振興局 総務企画部) (鹿児島地域振興局 総務企画部)	1. 公共交通機関の手配に係る県バス協会等との調整に関する事
	文教担当 (北薩教育事務所) (鹿児島教育事務所)	1. 園児，児童及び生徒の災害対策に関する事 2. 教育施設との連絡調整に関する事
	飲食物安全担当 (社会福祉課) (生活衛生課) (北薩地域振興局 保健福祉環境部) (鹿児島地域振興局 保健福祉環境部)	1. 飲料水及び飲食物の汚染状況調査に関する事 2. 飲料水の摂取制限等及び供給に関する事 3. 飲食物の摂取制限等に関する事
	土木担当 (北薩地域振興局 建設部) (鹿児島地域振興局 建設部)	1. 道路及び橋りょう等の状況把握に関する事 2. 災害時における道路及び橋りょう等の使用に関する事 3. 道路の災害予防及び応急措置に関する事 4. 緊急輸送道路の確保に関する事 5. 道路情報表示による災害情報の提供に関する事
警察チーム	責任者：警察本部警備課危機管理調査官	
	危機管理・災害警備担当 (警察本部) (薩摩川内警察署)	1. 立入禁止区域及びその周辺の警戒警備に関する事 2. 避難誘導等に関する事 3. 交通情報の収集に関する事 4. 交通規制に関する事 5. その他交通問題の処理に関する事

産 業 経 済 チ ャ ーム	責 任 者：北薩地域振興局農林水産部長 鹿児島地域振興局農林水産部長 副責任者 農 政 担 当：北薩地域振興局農林水産部農政普及課長 鹿児島地域振興局農林水産部農政普及課長 林 務 水 産 担 当：北薩地域振興局農林水産部林務水産課長 鹿児島地域振興局農林水産部林務水産課長 商 工 労 働 担 当：商工労働水産部次長 観 光 交 流 担 当：観光・文化スポーツ部次長	
	農 政 担 当 (北薩地域振興局 農林水産部) (鹿児島地域振興局 農林水産部)	1. 農作物の汚染状況調査に関すること。 2. 農作物の収穫及び出荷の制限等に関すること。 3. 畜産物の汚染状況調査に関すること。 4. 畜産物の出荷制限等に関すること。 5. 災害時における食糧対策に関すること。
	林 務 水 産 担 当 (北薩地域振興局 農林水産部) (鹿児島地域振興局 農林水産部)	1. 林産物の汚染状況調査に関すること。 2. 林産物の採取及び出荷の制限等に関すること。 3. 水産物の汚染状況調査に関すること。 4. 水産物の採取及び出荷の制限等に関すること。
	商 工 労 働 担 当 (商工政策課) (雇用労政課)	1. 商工労働関係の被害調査に関すること。 2. 労働対策に関すること。
	観 光 交 流 担 当 (P R 観光課) (国際交流課)	1. P R 観光課の所掌事務関係の被害調査に関すること。 2. 観光客等宿泊施設及び観光施設の一時滞在者の安否情報の収集に関すること。 3. 外国人の被災状況調査等の支援に関すること。
運 営 支 援 チ ャ ーム	責 任 者：北薩地域振興局総務企画部県税課長 鹿児島地域振興局総務企画部県税管理課長 副責任者：北薩地域振興局建設部建設総務課長 鹿児島地域振興局建設部建設総務課長	
	管 理 調 達 担 当 (北薩地域振興局 総務企画部 保健福祉環境部 農林水産部 建設部) (鹿児島地域振興局 総務企画部 保健福祉環境部 農林水産部 建設部) (北薩教育事務所) (鹿児島教育事務所) (鹿児島県消防学校) ※消防学校を代替オフサイトセンター とする場合にのみ消防学校を加える。	1. 災害対策用物品の出納に関すること。 2. 現地災害対策本部用飲食物の調達、宿泊先の確保等に関すること。 3. 災害対策用車両に関すること。 4. オフサイトセンターへの入退室に関すること。 5. オフサイトセンター関係者のための駐車場に関すること。 6. 災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。

3 緊急時体制

(1) 緊急時体制における災害対策本部の運営

原災法第15条第2項に基づき、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、緊急時体制をとる。

緊急時体制における現地本部等の組織は、別表9の「緊急時体制における現地本部等の組織図」、原子力災害合同対策協議会の構成員等は、別表10の「原子力災害合同対策協議会の構成員等」のとおりとする。

(2) 原子力災害合同対策協議会への出席

原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、県は、副知事をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

(3) オフサイトセンターへの職員の派遣

県は、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣し、周辺地域での活動体制を確立するとともに、原子力発電所の状況の把握、緊急時モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

(4) 緊急時体制における災害対策本部の所掌事務

ア 災害状況の把握に関すること。

イ 国、薩摩川内市、関係周辺市町、九州電力及びその他防災関係機関との連絡調整に関すること。

ウ 住民等に対する広報、指示伝達及び相談窓口に関すること。

エ 県における防護措置の決定に関すること。

オ 原子力災害時住民避難支援・円滑化システムに関すること。

カ 避難施設等調整システムに関すること。

キ 報道要請に関すること。

ク 自衛隊への派遣要請に関すること。

ケ 海上保安本部への派遣要請等に関すること。

コ 県バス協会等への協力要請に関すること。

サ 原子力災害医療に関すること。

シ 緊急時モニタリングの連絡調整に関すること。

ス 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等に関すること。

セ 交通規制・緊急輸送等に関すること。

ソ その他必要な事項

(5) 緊急時体制における現地本部の所掌事務

ア 災害対策本部との連絡調整に関すること。

イ 災害状況の収集伝達に関すること。

- ウ 住民避難等の実施に係る連絡調整に関する事。
- エ 県バス協会等との調整に関する事。
- オ 原子力災害医療の実施に関する事。
- カ 緊急時モニタリングの計画・実施に関する事。
- キ 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の実施に関する事。
- ク 原子力災害合同対策協議会及び各機能グループへの参画に関する事。
- ケ その他必要な事項

(6) 緊急時体制の廃止及び対策本部体制への移行

原災法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言がなされ、国の原子力災害対策本部が廃止されたときは、緊急時体制を廃止し、対策本部体制に移行するものとする。

別表9 緊急時体制における現地本部等の組織図

別表9 緊急時体制における現地本部等の組織図



別表10 原子力災害合同対策協議会の構成員等

1 合同対策協議会(全体会議)の構成員

構 成 員	副知事（現地本部長） 北薩地域振興局長（現地副本部長） 鹿児島地域振興局長（ " ）	
補助構成員	消防保安課課長補佐（総括班副責任者） 広報課課長補佐（広報班副責任者） 保健医療福祉課課長補佐（医務担当）（医療班副責任者） 危機管理防災局次長（住民安全班副責任者） 危機管理防災局参事（実動対処班副責任者） 北薩地域振興局総務企画部県税課長（運営支援班副責任者） 鹿児島地域振興局総務企画部県税管理課長（運営支援班副責任者） 環境保健センター副所長（放射線班副責任者）	
機能及び任務	関係者の情報共有相互協力のための調整 （議事をオフサイトセンター内の関係者に公開）	・オフサイトセンター内の情報共有 ・各機関が実施する緊急事態応急対策の確認 ・緊急事態応急対策に係る関係機関の業務の調整 ・緊急事態対応方針の決定事項の各機関への連絡 ・各機能班からの緊急事態応急対策の実施状況の確認 ・オンサイトの状況等に係るプレス発表内容の確認 ・緊急事態応急対策実施区域の拡張，縮小，緊急事態解除宣言等について原災本部への提言

2 機能グループの構成員等

機能グループ	構 成 員 ， 機 能 及 び 任 務	
総 括 班	副責任者：消防保安課課長補佐 協議会事務局チーム員：危機管理課職員 災害対策課職員 北薩地域振興局総務企画部職員 情報連絡チーム員：消防保安課職員 北薩地域振興局総務企画部職員	
	総 合 調 整	○総括担当業務 ・現地対策本部長，副本部長等の補佐業務 ・オフサイトセンターの運営・管理 ・合同対策協議会の運営・事務（資料とりまとめ，議事録作成等） ・合同対策協議会の決定事項の関係機関（構成員とはなっているが出られなかった機関）への伝達 ・各機能班の情報の集約及び総合調整 ・県，市町村，指定地方行政機関，指定地方公共機関その他の各機関からの防災活動情報，被害状況等の情報のとりまとめ及びそれら各機関の防災活動状況等に関する原子力災害合同対策協議会資料の作成 ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「日本原子力研究開発機構」という。），国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「量子科学技術研究開発機構」という。）への支援要請に関する原子力規制庁緊急時対応センター（以下「ERC」という。）チーム総括班への要請依頼 ・その他重要事項に関する総合調整 ・原災本部長の指示等（各班担当の指示は除く。）の現地対策本部の各機能班，地方公共団体，関係機関等への周知 ・官邸チーム総括班，ERCチーム総括班，県・市町村災害対策本部との連絡・調整 ○記録担当業務 ・現地対策本部における資料管理保存，議事録作成等 ・現地対策本部各機能班の情報の集約，記録 ・現地対策本部における各事象のクロノロジーの作成

機能グループ	構 成 員 , 機 能 及 び 任 務	
運 営 支 援 班	副責任者：北薩地域振興局総務企画部県税課長 鹿児島地域振興局総務企画部県税管理課長 飲食物・消耗品調達チーム員：北薩地域振興局 鹿児島地域振興局 保健福祉環境部・農林水産部・建設部及び 北薩教育事務所並びに鹿児島教育事務所の総務担当職員 オフサイトセンター内環境整備チーム員：北薩地域振興局 鹿児島地域振興局 総務企画部・保健福祉環境部・農林水産部・建設部 及び北薩教育事務所並びに鹿児島教育事務所の職員 受付チーム員：北薩地域振興局，鹿児島地域振興局の総務企画部職員	
	オフサイトセンターの管理	・オフサイトセンターの環境整備（仮眠室の確保含む。） ・オフサイトセンター参集者の食料等の確保（日用品の調達含む。） ・オフサイトセンターの衛生管理 ・オフサイトセンターにおける各種通信回線の確保 ・その他オフサイトセンターにおける業務環境の整備に関すること ・オフサイトセンターの放射線防護対策設備の運用に関すること ・オフサイトセンターの出入管理（除染室を含む。）に関すること
広 報 班	副責任者：広報課課長補佐 資料作成チーム員：広報課職員	
	報道機関等対応住民等への広報	○総括担当業務 ・現地対策本部における記者会見等の調整及び記者発表資料の作成 ・現地の記者からの問い合わせ対応 ・官邸チーム広報班及びE R Cチーム広報班との情報連絡 ○問い合わせ担当業務 ・地方公共団体が実施する一般の方からの問い合わせ対応支援（プレス対応資料の共有等）
放 射 線 班	副責任者：環境保健センター副所長 整理・連絡チーム員：原子力安全対策課職員 環境放射線監視センター職員 環境保健センター職員	
	放射線に関する情報共有・調整	○総括担当業務 ・緊急時モニタリング等に関する合同対策協議会資料の作成 ・現地各機能班への放射線班に関する情報の共有 ・E R Cチーム放射線班及び緊急時モニタリングセンターとの情報共有・調整 ○放射性物質汚染対策担当業務 ・除染等の措置等及び放射性物質により汚染された廃棄物の処理についての調整

機能グループ	構 成 員 , 機 能 及 び 任 務	
住 民 安 全 班	副責任者：危機管理防災局次長 状況把握チーム員：危機管理課職員，災害対策課職員，社会福祉課職員， 生活衛生課職員，保健医療福祉課職員 北薩地域振興局保健福祉環境部職員 鹿児島地域振興局保健福祉環境部職員	
	被災者の救助と社会秩序の維持活動の把握調整	○総括担当業務 ・災害に関する情報（被害，避難，避難施設及び輸送手段，社会的混乱等に関する情報，災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置等）の収集，整理 ・住民避難，物資調達・供給活動及び現地の緊急輸送，交通規制に関する情報等に関する原子力災害合同対策協議会資料の作成 ・各機能班への住民安全班に関する情報の共有 ・官邸チーム住民安全班及びE R Cチーム住民安全班との情報共有・調整 ○住民避難・輸送担当業務 ・住民の避難状況及び救助・救急活動に関する状況の把握及び活動調整 ・緊急輸送関係省庁（警察庁，防衛省，国土交通省，海上保安庁及び消防庁）の行う緊急輸送に関する措置の把握・調整及び必要に応じ現地実動対処班に緊急輸送の依頼 ・緊急輸送に係る優先順位に関する調整 ・緊急輸送，進入制限等に伴う交通規制の実施に関する調整 ・交通規制等の状況の把握及び調整 ○施設敷地緊急事態要避難者支援担当業務 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難に関する必要な調整（輸送方法及び受入先の確保若しくは滞在している施設敷地緊急事態要避難者に対する物資等の支援） ○住民支援・要望対応担当 ・避難所の運営等に必要な食料・資機材等の調達に関する地方公共団体から国への要望聴取 ・地方公共団体の要望のE R Cチーム住民安全班への伝達 ・E R Cチーム住民安全班と連絡・調整し，物資関係省庁（厚生労働省，農林水産省，経済産業省及び総務省）が行う物資調達に関する状況の把握及び調整 ・関係機関からの支援申出への対応 ・社会秩序の維持に関する調整 ・被災地方公共団体への支援要員派遣
プラントチーム	原子力事業所に関する情報の収集，整理	・E R Cチームプラント班との情報共有 ・プラントの状況に関する現地での地方公共団体等への説明 ・各機能班に対し，プラントの状況に関する情報提供
実 動 対 処 班	副責任者：危機管理防災局参事 状況把握チーム員：危機管理課職員，災害対策課職員	
	実動組織との連絡調整	○総括担当業務 ・オンサイト対応及びオフサイト対応（避難支援・緊急輸送，物資調達・供給活動）に関する実動組織の状況に関し，現地各機能班に情報共有 ・現地各機能班で立案する計画につき，実動組織の関与が必要な事項について実動省庁又はE R Cチーム実動対処班等との連絡・調整を実施 ・物資調達・供給活動及び緊急輸送に関するクロノロジー作成

機能グループ	構 成 員 ， 機 能 及 び 任 務	
医 療 班	副責任者：保健医療福祉課課長補佐（医務担当） 情報分析チーム員：保健医療福祉課職員 情報把握収集チーム員：保健医療福祉課職員，薬務課職員	
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="371 398 555 1774">被災者に対する医療活動の把握</td><td data-bbox="555 398 1426 1774"> ○総括担当業務 ・原子力災害医療活動等に関する合同対策協議会資料の作成 ・現地各機能班への医療班に関する情報の共有 ・官邸チーム医療班及びE R C チーム医療班との情報共有・調整 ○原子力災害医療活動・避難退域時検査及び簡易除染担当業務 ・原子力災害医療派遣チーム要員の派遣先の調整 ・関係機関における，被ばく患者の搬送等が円滑に行われるよう措置 ・県災害対策本部等に対する原子力災害医療に関して指導・助言 ・原子力災害対策指針に定める基準等を踏まえ，避難所等に設置された救護所等において，関係機関からの派遣要員と協力して，避難住民の汚染の測定，除染等の支援等 ・救護所，医療機関等における放射線管理，除染等の要員・資機材の支援が必要な場合には，E R C チーム医療班に依頼し，関係機関に支援を要請するとともに，要員・資機材の配置に関する調整を実施 ・避難住民の被ばく状況（推定被ばく線量，汚染確認者数，汚染残存者数等）の把握に努め，E R C チーム医療班に報告 ○安定ヨウ素剤担当業務 ・官邸チーム医療班が決定した安定ヨウ素剤服用指示の内容についての関係地方公共団体への伝達 ・避難住民等が安定ヨウ素剤を服用できるよう，必要に応じた安定ヨウ素剤，医師・薬剤師の確保等に係る支援 ・安定ヨウ素剤の配備状況及び安定ヨウ素剤服用状況について把握 ○健康調査・管理担当業務 ・公衆の被ばく線量の実測，原子力被災者等の健康管理及び健康相談を関係機関と連携して実施 ・健康相談窓口の設置 </td></tr> </table>	被災者に対する医療活動の把握
被災者に対する医療活動の把握	○総括担当業務 ・原子力災害医療活動等に関する合同対策協議会資料の作成 ・現地各機能班への医療班に関する情報の共有 ・官邸チーム医療班及びE R C チーム医療班との情報共有・調整 ○原子力災害医療活動・避難退域時検査及び簡易除染担当業務 ・原子力災害医療派遣チーム要員の派遣先の調整 ・関係機関における，被ばく患者の搬送等が円滑に行われるよう措置 ・県災害対策本部等に対する原子力災害医療に関して指導・助言 ・原子力災害対策指針に定める基準等を踏まえ，避難所等に設置された救護所等において，関係機関からの派遣要員と協力して，避難住民の汚染の測定，除染等の支援等 ・救護所，医療機関等における放射線管理，除染等の要員・資機材の支援が必要な場合には，E R C チーム医療班に依頼し，関係機関に支援を要請するとともに，要員・資機材の配置に関する調整を実施 ・避難住民の被ばく状況（推定被ばく線量，汚染確認者数，汚染残存者数等）の把握に努め，E R C チーム医療班に報告 ○安定ヨウ素剤担当業務 ・官邸チーム医療班が決定した安定ヨウ素剤服用指示の内容についての関係地方公共団体への伝達 ・避難住民等が安定ヨウ素剤を服用できるよう，必要に応じた安定ヨウ素剤，医師・薬剤師の確保等に係る支援 ・安定ヨウ素剤の配備状況及び安定ヨウ素剤服用状況について把握 ○健康調査・管理担当業務 ・公衆の被ばく線量の実測，原子力被災者等の健康管理及び健康相談を関係機関と連携して実施 ・健康相談窓口の設置	

3 緊急時モニタリングセンター

緊急時モニタリングセンター	構成員、機能及び任務	
	副責任者（緊急時モニタリングセンター長代理）： 環境放射線監視センター所長 モニタリングチーム員：環境放射線監視センター職員 環境保健センター職員 等	
	緊急時モニタリングの実施	○企画調整グループ業務 ・緊急時モニタリング実施計画案の修正 ・指示書，作業手順書の作成 ・緊急時モニタリング実施計画の見直し及び必要な知見の提案 ・E R C への動員要請リストの作成 ・緊急時モニタリングセンターの構成要員把握及び個人被ばく線量管理状況の収集 ・緊急時モニタリングセンターの全文書の原本管理 ・緊急時モニタリングセンターの運営支援 ○情報収集管理グループ業務 ・緊急時モニタリング結果の整理 ・緊急時モニタリング結果の関連情報の整理 ・緊急時モニタリング結果の妥当性の確認及び再確認 ・モニタリング地点周辺状況・気象状況等の付与 ・緊急時モニタリングセンターの活動内容の記録 ・E R C チーム放射線班，オフサイトセンター放射線班との情報伝達 ・緊急時モニタリングセンター内の情報伝達 ・放射線モニタリング情報共有・公表システム（以下，「情報共有システム」という。）等の監視，維持 ・モニタリングポスト等の稼働状況の監視，維持 ・異常値への対応 ○測定分析担当業務 ・チーム編成 ・指示書の共有及び測定，分析の指示 ・緊急時モニタリングに伴う関連情報の取りまとめ及び情報収集管理グループへの報告 ・分析班の分析進捗状況確認 ・緊急時モニタリング要員及び資機材等の汚染管理 ・情報収集管理グループからの再確認依頼への対応 ・緊急時モニタリング要員の安全管理 ・指示書に基づいた測定対象地点における空間放射線量率の測定の実施及び試料採取 ・空間放射線量率の測定結果の報告 ・採取した環境試料の分析班への引渡し ・緊急時モニタリング要員の被ばく管理 ・作業場所及び測定機器の汚染防止のための養生 ・採取した環境試料の前処理 ・環境試料の測定及び測定結果の報告 ・分析進捗状況の報告 ・環境試料の保管